

業務継続計画を準用して対応している」や、「『対策方針』として定めてはいないが、適宜開催している対策本部会議において、状況に応じた市としての対応を示している」との回答も見られました。

予算措置については、2019年度は補正を行わなかったという自治体が多く、予備費や流用で対応したとの回答が見られましたが、2020年度はすべての自治体で複数回の補正予算を組んでいました。

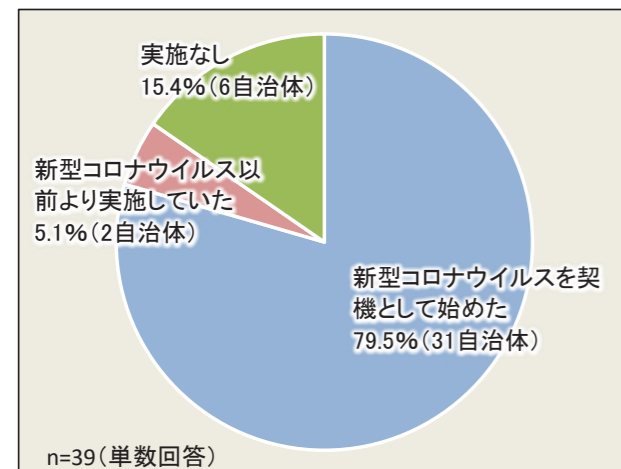
(3) 職員体制について

① テレワーク（在宅勤務）について

テレワーク（在宅勤務）実施の有無、実施時期、実施部署、実施体制・ルール等、不足した人員への対応を聞きました。

図表1は、各市町村のテレワーク（在宅勤務）実施状況をまとめたものです。

▼図表1 テレワーク（在宅勤務）の実施状況



新型コロナウイルスを契機としてテレワーク（在宅勤務）を始めたとして回答した自治体が31団体で最も多く、実施なしと回答した自治体は6団体でした。また、少数ですが、新型コロナウイルス以前より実施していたと回答した自治体もありました。

実施時期については、「緊急事態宣言期間中」や「2020年4～5月」のように期間を限定して実施した自治体と、「2020年5月より継続中」のように取組を継続している自治体がありました。

実施部署については、「全部署」と回答した自治体が多く見られました。

また、実施体制・ルール等については、各自自治体それぞれでしたが、2～3班体制による交代制勤務を実施したとの回答が複数見られました。

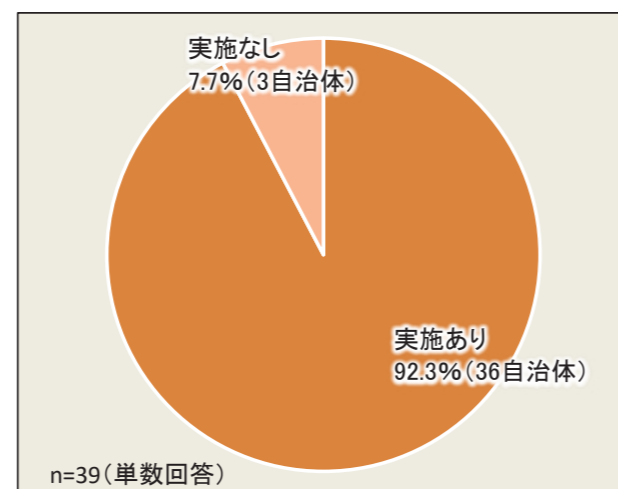
交代制勤務によって不足した人員への対応については、テレワークを含め勤務する職員数に影響しないことなどから不足なし・特段の対応なしと回答した自治体が多く見られました。

② Web会議について

Web会議の実施状況、実施態様を聞きました。

図表2は、各市町村のWeb会議実施状況をまとめたものです。

▼図表2 Web会議の実施状況



Web会議の実施ありと回答した自治体が36団体で、実施なしと回答したのが3団体でした。

また、実施時期については、「2020年3月より継続中」のように、全ての実施団体において取組を継続しているとの回答でした。

図表3は、実施団体におけるWeb会議の実施態様についてまとめたものです。

▼図表3 Web会議の実施態様

Web会議の実施態様(複数回答)	回答した自治体数 (n=36)
庁内の会議・職員間の連絡で利用	12
他の自治体との会議で利用	35
外部の有識者や業者との会議で利用	33
住民との会議で利用	15
その他	5

「他の自治体との会議で利用」や「外部の有識者や業者との会議で利用」との回答が多く見られました。「その他」の内容としては、「研修・セミナー開催・セミナー受講」などの回答がありました。

(4) コロナ対策について

① 住民を対象とした生活支援、利用料等の減免・猶予について

生活支援（金銭や物品の給付）と利用料等の減免・猶予に関する各市町村独自の取組について、「住民すべて」「高齢者」「障害者」などのように対象者（世帯）ごとに聞きました。ここではその一部をご紹介します。

■ 住民すべて

「1人当たり3,000円の市内小規模店舗で使用できる商品券を発行」や「コロナ感染症の影響による貸し付け等の手続きに使用する証明書等の手数料を免除」などがありました。

■ 高齢者

「75歳以上の高齢者世帯を対象として買物代行サービス事業を実施」や「介護保険料の減免・徴収猶予」などがありました。

■ 障害者

「対象施設職員及び利用者へPCR検査費用を補助（1回限り、2万円上限）、インフルエンザ予防接種自己負担分を全額補助」や「放課後等デイサービス¹の利用料補助」などがありました。

¹ 障害のある児童（小・中・高校生）が学校後や学校休業中に通う事ができる施設

■ 生活保護受給者・生活困窮者

「小中学生がいる生活保護世帯に対し、学校給食用として配給予定だった市内産野菜を無償配布」や「要保護、準要保護世帯のうち、インターネット環境の整備が必要な世帯を対象に、市が用意したオンライン学習用端末（タブレット等）・モバイルルーターを貸与」などがありました。

■ 妊婦

「妊婦向けマスクの配付」や「感染防止の観点から必要な物品等に特化した育児パッケージを配布」などがありました。

■ ひとり親

「社会福祉協議会と連携して、児童扶養手当又は児童育成手当を受給しているひとり親世帯に対して、対象の児童及び保護者一人当たり5千円分のごはんチケット（市内の飲食店で利用可能）を支給」や「高校卒業後2年以内の高等教育を受けている学生が居るひとり親世帯に、民間賃貸住宅の家賃を補助」などがありました。

■ 学生

「2021年1月から3月までの間、市内在住在学の大学生が行う小中学生の学習支援に対して時給1,500円を支給」や「市営駐輪場の学生定期利用者を対象に、緊急事態宣言に伴う休校期間中の駐輪場利用料を免除」などがありました。

■ 乳幼児

「国の特別定額給付金の対象外である2020年4月28日～5月31日までに出生し、世帯構成員が増加した世帯主に対し対象児童一人当たり10万円を支給」や「学校等の臨時休業等に伴い、その期間中にファミリー・サポート・センターの援助活動を利用した保護者に利用料の助成を実施」などがありました。

■ 失業者(コロナ禍をきっかけに職を失った方)

「村の委託先での雇用」や「コロナ禍の影響により収入減及び失業された方に対し、申請により水道料金の支払い期限を4カ月猶予」などがありました。